

## 重要電源促進地点指定制度について

### 【指定の目的および効果】

- ・地元合意形成の促進
- ・アナウンスメント効果 など

### 【対象発電施設】

原子力、水力（最大出力 1 万 kW 以上）、地熱（最大出力 1 万 kW 以上）、  
火力（沖縄県内の最大出力 1 万 kW 以上）

### 【対象事業者】

電気事業法（第2条第1項第15号）に規定する発電事業者

### 【指定要件】

- ・立地可能性調査の開始又は予定段階以降の電源開発の計画
- ・電源開発の計画の具体化の可能性が高い電源
- ・電力需給対策上重要な電源
- ・立地市町村長の同意が得られている
- ・指定により立地の促進が図られると見込まれる

### 【指定の有効期間】

10 年（当該発電所が運転を開始した場合は指定を終了）

以 上